

にも透間もなく、弓・鐵炮持ならべ居る。然處に大手より塙本雲平と申用人、百人計りにて騎馬四騎乗出し、兜頭巾を着し、下には着込、上には陣羽織、先手鐵炮火繩に火を付て、四方は鎗・長刀の鞘をはづし、四人の用人をかこひしづくと乘出し、百姓に向ひ大音に申候様は、我々は塙本雲平・赤井喜兵衛・本間吉兵衛・原兵左衛門と申者也。今度か様に亂入事は如何成事に候や。御上へ御恨有之か、又は御願の筋有之か、諸役人へ申分有之か、奇怪の致方如何様の筋に候や、其仔細難心得候。此内頭立候者罷出候て、一々可申述候段申し、八方へ乘廻し候へば、百姓の内より神部谷村の武右衛門・狐塙村の藤三郎・北川村の長兵衛、成程御存知の通十八箇條の御願有之候て、先達て段々御願上げ候得共御取上げ無之、是非々々御願候へば入獄被仰付候。百姓共百人計にて、長橋續兼申に付、無是非如此申合候。先づ第一御家老三人、百姓共に御渡可被下候。仔細も無御座候。其後は我々存寄に仕可申候。雲平殿聞届、此上にて我々四人の者共、其方共に成代り一命を懸、御上へは御願申取、指下可遣候間、御願書指出し可申候。御願さへ叶候へば、其方共申分は有之間

敷候。我々の内江戸へ登り、御願落し可遣候間、先づ在々へ引候様に申候へば、御尤には存候得共、各様方江戸へ御内は、宿所へは罷歸不申内は、此場は引不申、勿論此返書無之立被成候を見届不申内は、此場は引不申、勿論此返書無之御願書相渡申候。則九月廿一日朝赤井喜兵衛殿・樋口治右衛門殿、兩人夜通し御登り被成候。百姓共百人計にて、長橋迄送り申候。喜兵衛殿被申候は、我々江戸の事は申落し可遣候間、早々引候様に、勿論狼藉不仕様に皆々下知可致候と御申被成候。則廿一日御城より北面の山へ引籠り、半時計に百間程の小屋二つ三つ作り、城より半道程有之候山へ籠り候由。町方へは方々入込、散々にふみちらし候。内藤治郎左衛門水戸長岡迄下り候所に、兎角國へ参り候ては六ヶ敷候間、是より歸り候様にと申に付、長岡より江戸へ引返し申候。此上如何相成可申候や、九月廿二日より後は相知不申候。

元文三年十月廿一日於江戸寫之。

可觀小説卷四十二

一、徳川家治の誕生と勅書

竹千代様御誕生の儀、京都へ相聞え申時勅書之寫。

此たび竹千代誕生の御事、まめやかによろこびいらせおはしまし候。武家繁榮は、今朝廷の光輝にてわたらせおはしまし候へば、ひとつ御心のまんぞく、おしはかりまぬせられ候。いよ／＼幾千とせの秋も、かはらぬ目出たさ而已にとこそ、筆すゝめ候。よく／＼心得候ひて申べく候。かしこ。

公 答

竹千代たんじょうに付、宸筆の勅書頂戴し奉候。希有の御

事かたじけなく存候。武家繁榮は朝安泰の御ため、よろこび思しめし、おなじ御心に御いはひなされ候よし、淺からぬ仰にて候。彌千代萬世までも相かはらず、めでたさ申承候へかし。此趣天聽におよばせたまひ候へ。かしこ。

内侍御かたへ

大嘗會 惣ノ日 憲ノ日 紀節會 貞享の時は此事なし。此度被行也。

一、大嘗會式